平成２３年（フ）第１８７号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の37
債務者　今井　泰志
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１０８号
愛知県知多市寺本台１丁目11番地の２
債務者　中村　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻須　茂生
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０３号
金沢市畝田東１丁目66番地、従前の住所金沢市示野町西63番地２
債務者　勝目　　宰
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８０２号
堺市東区草尾356番地16
債務者　大商建材社こと　岸田　　功
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町455番地の２　203
債務者　樽井　範秋
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　祥博
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６０号
神戸市兵庫区神田町26番５号、従前の住所神戸市中央区楠町１丁目９番６号
債務者　ハシムラ建設こと　端村　保夫
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊元　　啓
4　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５５号
北海道富良野市桂木町４番12号ニューマンション10―１階６号室
債務者　前川　佳宏
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
北海道旭川市神楽５条４丁目４番16号　アリーナハイツ407
債務者　前北　一長
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
北海道上川郡美瑛町南町２丁目１番27号
債務者　今出　勝志
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
兵庫県淡路市中田4105番地１
債務者　籔内　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水原　祥吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７３号
大阪市西成区天神ノ森２丁目７番19号　天神ノ森グリーンハイツ205
債務者　鈴木　正次
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９号
大阪府池田市古江町86番地の63
債務者　谷畑よし子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３８号
函館市昭和４丁目45番１―203号
債務者　蒲原　哲夫
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５号
群馬県館林市美園町21番32号　２―Ｄ
債務者　鴇崎　壽子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１７号
名古屋市中川区中野新町２丁目４番地　ら・それいゆ103
債務者　安井ゼミナールこと　安井　和広
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８１号
愛知県春日井市宮町１丁目７番地３　パークサイド中原Ａ棟205号
債務者　飯田　里代
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部